

資料 5

栃木県障害福祉計画（第5期計画）・ 障害児福祉計画（第1期計画）に ついて

平成30年3月26日障害者総合支援法等に関する事業者説明会

栃木県保健福祉部障害福祉課

栃木県障害福祉計画（第5期計画）・栃木県障害児福祉計画（第1期計画） （案）の概要

第1章 栃木県障害福祉計画（第5期計画）・栃木県障害児福祉計画（第1期計画）策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨等を踏まえ、障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

なお、本計画は、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）」（以下「国の基本指針」という。）に即して策定しています。

2 根拠法令

障害者総合支援法第89条第1項
児童福祉法第33条の22第1項

3 計画の期間

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3か年

4 区域の設定

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定める単位となる区域は、栃木県障害者計画で設定した障害保健福祉圏域と同一の6つの圏域を設定します。

圏域名	構成市町名
宇都宮（1市）	宇都宮市
県西（2市）	鹿沼市、日光市
県東（1市4町）	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南（3市3町）	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県北（5市4町）	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市 塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
両毛（2市）	足利市、佐野市

5 計画の達成状況の点検及び評価（PDCAサイクルの導入）

目標値等について、少なくとも年1回は実績を把握するほか、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価を行い、必要があるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。また、中間評価の際は、栃木県自立支援協議会及び栃木県障害者施策推進審議会の意見を聴くとともに、その結果について公表することとします。

第2章 栃木県障害福祉計画（第5期計画）・栃木県障害児福祉計画（第1期計画）

I 平成32（2020）年度の目標値

1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

本県の実情を踏まえつつ、地域生活への移行を進める観点から、平成29（2017）年3月31日時点において長期の入所が常態化している施設に入所している障害者のうち、自立訓練等を利用し、平成32（2020）年度末までに地域生活に移行する者の目標値を次のとおり定めます。

項目		数値	考え方
H29.3.31時点の入所定員(A)		2,204人	都民施設*を除いた、障害者支援施設の定員総数
H32年度目標値	地域生活移行者数 (H32年度末までの累計)	57人	(A)の約3%
	入所者数(B)	2,169人	都民施設を除いた、障害者支援施設の定員総数
	削減数(A-B)	35人	(A)の約1.5%

※ 東京都民が入所することを目的として設置された障害者支援施設（以下「都民施設」という。）については、東京都の障害福祉計画に盛り込まれるため、本県の目標値からは除くこととします。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期（慢性期）入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成32（2020）年度末の目標を次のとおり設定します。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標値】

項目		数値	考え方
協議の場の設置	県	1	
	圏域	6	全障害保健福祉圏域に設置
	市町	25	全市町に設置（共同設置も可能）
1年以上長期入院患者数		3,029人	
65歳未満		1,291人	
65歳以上		1,738人	
入院後の退院率	3か月時点	69%以上	
	6か月時点	84%以上	
	1年時点	90%以上	

3 地域生活支援拠点等の体制整備

平成32（2020）年度末までに地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整を行う仕組みとともに、本県の各地域において必要とされる機能を持つ体制を整備します。

【地域生活支援拠点として想定される主な機能】

- ◇ 地域移行・地域定着を専門とする相談支援
- ◇ グループホームの体験利用
- ◇ 地域生活者の必要に応じた短期入所受入
- ◇ 既存の事業所等に併設する形や複数の事業所が機能を分担する面的な整備も可能とする

【地域生活支援拠点等の体制整備に関する目標値】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点整備市町数	25	市町村の区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能。

4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じて、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進め、平成32（2020）年度末の目標値を次のとおり設定します。

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	312人	H28実績208人×1.5倍
就労移行支援事業の利用者数	6,733人	H28実績5,611人×1.2倍
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	全体の5割以上	
就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上	

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、平成32(2020)年度末までに地域における支援体制を整備します。

【児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の体制確保の目標値】

項目	数値	考え方
児童発達支援センター確保市町数 (H30.2.1現在 2市5施設)	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じ圏域での体制確保も可能
保育所等訪問支援の利用体制確保市町数 (H30.2.1現在 10市町13事業所)	25	各市町に少なくとも1か所以上確保

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるように、平成32(2020)年度末までに地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の目標値】

項目	数値	考え方
児童発達支援事業所確保市町数 (H30.2.1現在 5市6事業所)	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能
放課後等デイサービス事業所確保市町数 (H30.2.1現在 6市8事業所)	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能

(3) 医療的ケアが必要な障害児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケアが必要な障害児(以下「医療的ケア児」という。)に適切な支援を行うためには、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携が重要です。そのため、平成30(2018)年度末の目標値を次のとおり設定します。

【医療的ケア児支援のための協議の場の設置に関する目標値】

項目	数値	考え方
協議の場の設置	圏域	6 全圏域に設置
	市町	25 全市町に設置 市町単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も可能

II 各年度における指定将棋福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み(別紙参照)

Ⅲ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

- 1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 2 指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

Ⅳ 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項

- 1 栃木県自立支援協議会と障害者相談支援体制推進事業
- 2 障害者就業・生活支援センター事業
- 3 発達障害者支援センター運営事業
- 4 高次脳機能障害支援普及事業
- 5 精神障害者地域移行・地域定着支援事業
- 6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業
- 7 子ども若者・ひきこもり対策推進事業
- 8 難病相談支援センター事業

Ⅴ 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置

- 1 サービスの提供に係る人材の研修
- 2 指定障害福祉サービス事業者等に対する第三者の評価

Ⅵ その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 1 共生型サービスの創設
- 2 障害者等に対する虐待の防止
- 3 意思決定支援の促進
- 4 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進
- 6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

Ⅶ 圏域ビジョン

1 圏域の課題

- グループホームなど居住の場の確保（宇都宮、県西、県東）
- 支援の質の向上（宇都宮）
- サービスの確保（県西、県東、県南、県北、両毛）
- 地域移行における連携（県西、県北）
- 介護分野との連携（県南、県北、両毛）

2 今後の方向性

- 相談支援体制の強化
- 自立支援協議会の活用
- 広域的連携の強化
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 医療的ニーズへの対応

II 各年度における指定障害福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み

サービス名称			単位	30年度	31年度	32年度
訪問系	居宅介護、通所訪問介護、同行介護、行動介護、通所障害者等包摂支援	利用量	時間	22,879	25,399	29,713
		利用者数	人	2,954	3,049	3,000
日中活動系	短期入所（福祉型）	利用量	人日	4,014	4,369	4,704
		利用者数	人	887	775	781
	短期入所（医療型）	利用量	人日	306	333	368
		利用者数	人	48	52	57
	療養介護	利用者数	人	268	273	276
	生活介護	利用量	人日	96,523	98,923	101,383
利用者数		人	4,933	5,056	5,183	
施設系	施設入所支援	利用者数	人	2,136	2,121	2,102
支援系 居住	自立生活援助	利用者数	人	32	41	49
	共同生活援助（グループホーム）	利用量	人	1,896	1,996	2,104
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	利用量	人日	586	676	726
		利用者数	人	32	37	39
	自立訓練（生活訓練）	利用量	人日	3,708	4,017	4,340
		利用者数	人	196	211	227
	就労移行支援	利用量	人日	7,652	8,210	8,844
		利用者数	人	500	541	588
	就労継続支援（A型）	利用量	人日	19,206	21,138	23,157
		利用者数	人	995	1,094	1,195
就労継続支援（B型）	利用量	人日	61,976	65,505	69,137	
	利用者数	人	3,365	3,550	3,742	
就労定着支援	利用者数	人	88	122	144	
障害児通所系	児童発達支援	利用量	人日	9,237	10,015	10,822
		利用者数	人	1,533	1,646	1,770
	医療型児童発達支援	利用量	人日	348	380	414
		利用者数	人	45	52	58
放課後等デイサービス	利用量	人日	30,689	34,443	38,013	
	利用者数	人	2,852	3,206	3,544	
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	利用量	人日	170	187	222
		利用者数	人	23	29	39
	保育所等訪問支援	利用量	人日	110	155	194
利用者数		人	53	71	91	
入所系 障害児	福祉型障害児入所施設	利用者数	人	70	70	70
	医療型障害児入所施設	利用者数	人	408	408	408
相談支援系	計画相談支援	利用者数	人	1,901	2,024	2,166
	障害児相談支援	利用者数	人	733	816	901
	地域移行支援	利用者数	人	38	55	72
	地域定着支援	利用者数	人	61	81	99